

14.高齡者運転免許自主返納支援事業

趣 旨 運転に不安を持つ高齡者に、
代わりの移動手段となる公共
交通機関の乗車券等を助成し、
免許を返納しやすい環境をつく
り、交通事故の減少を目指す

対 象 者 有効期間内の全ての運転免許を
自主返納する65歳以上の市民

支援内容

公共交通機関乗車券（約2万円相当）

(1) 市電・バス共通乗車券

(2) 富山ライトレールIC乗車券

(3) JRオレンジカード

身分証明書取得費

住民基本台帳カード等

申請状況（6月12日現在）

145人（男90人、女55人）

共通乗車券109人、オレンジカード21人

ライトレール15人

15. まちなか居住推進事業の概要

{対象区域}

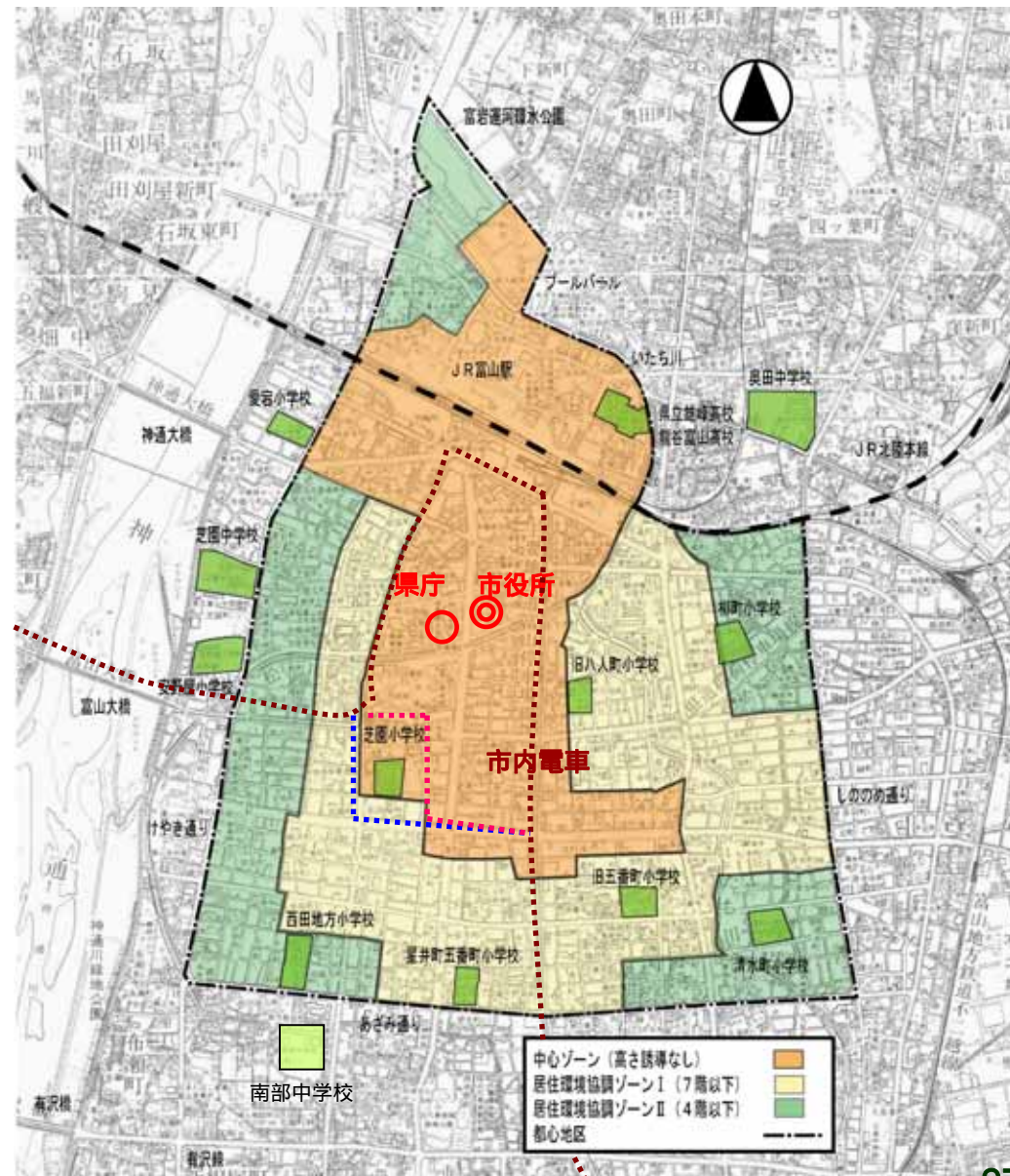
まちなか居住推進事業の補助対象区域は「都心地区」とします。

「都心地区」は、

- 東側 しののめ通り
- 南側 あざみ通り
- 西側 けやき通り
- 北側 JR北陸本線

いたち川
ブルバール
富岩運河還水公園

で囲まれる約436haの地区です。



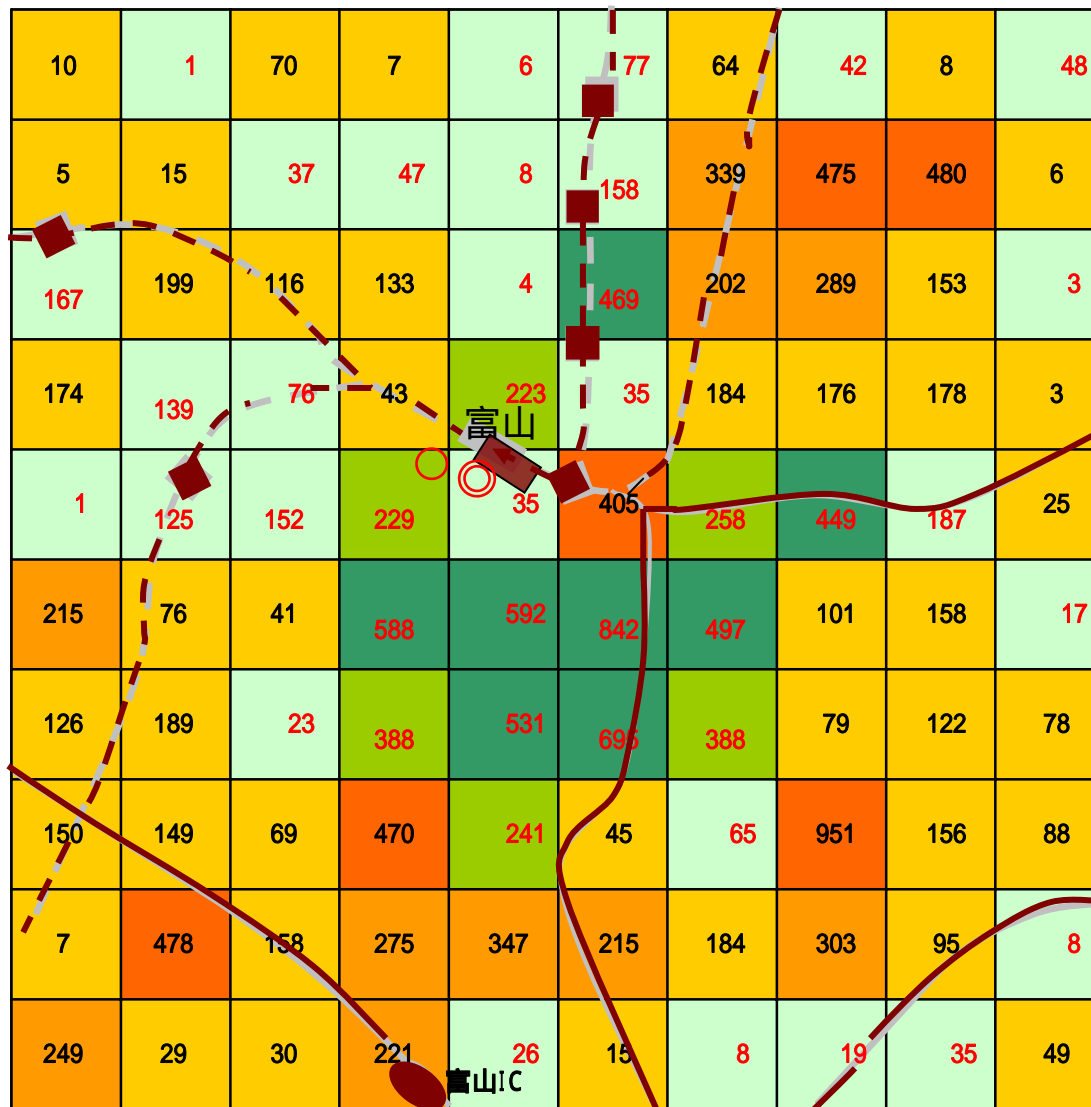
富山市 (10 × 10km)

このエリア全体の夜間人口増減

+ 1,738人 (+ 0.7%)

夜間人口

1995 2000年



日本政策投資銀行の作成資料(国勢調査)による。

事業者向け支援(補助)

(1) 富山市まちなか共同住宅建設促進事業

概要： まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設される方に補助します。

要件： まちなか住宅・居住環境指針に

適合すること

敷地面積200㎡以上

住戸数4戸以上

住戸専用面積55㎡以上

(単身型は37㎡以上)

単身者型の住戸数は、

全戸数の1/3以下

緑化面積5%以上、

公開空地面積10%以上

補助額： 100万円/戸



事業者向け支援(補助)

(2) 富山市まちなか優良賃貸住宅補助事業

概要： 国の制度である高齢者向け優良賃貸住宅・特定優良賃貸住宅で、まちなか住宅・居住環境指針に適合するものについて建設費の上乗せ補助をします。

要件： まちなか住宅・居住環境指針に適合すること
敷地面積 高優賃は300㎡以上、特優賃は200㎡以上
住戸数 高優賃は5戸以上、特優賃は10戸以上
住戸専用面積 高優賃は37㎡以上、特優賃は55㎡以上
緑化面積5%以上、
公開空地面積10%以上
地上階数2以上の場合は、
エレベーターの設置

上乗せ

補助額： 50万円/戸



事業者向け支援(補助)

(3) 富山市まちなか住宅転用支援事業

概要： 遊休化した業務や商業ビルなどを改修して、まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅に転用される方に補助します。

要件： まちなか住宅・居住環境指針に適合すること
事務所等の用途から住宅転用したものであること
昭和56年6月1日以降の建築確認を受けた建築物
住戸数4戸以上
住戸専用面積55㎡以上
(単身型は37㎡以上)
単身者型の住戸数は全戸数の
1/3以下
緑化面積5%以上、
公開空地面積10%以上

補助額： 100万円/戸



事業者向け支援(補助)

(4) 富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業

概要： まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設される方に補助します。

補助額： 2万円 / m²



市民向け支援(補助)

(5) 富山市まちなか住宅取得支援事業

概要： まちなかで一定水準以上の一戸建て住宅を建設又は購入される方に補助します。

一定水準以上の分譲型住宅を取得される方に補助します。

要件： 一戸建て住宅の建設又は購入の場合

- ・延べ面積72㎡以上、緑化面積5%以上

分譲型共同住宅の購入の場合

- ・住戸専用面積55㎡以上
- ・まちなか居住環境指針の
高さ指針に適合する共同住宅

補助額： 金融機関からの借入額の3%

補助限度額： 50万円/戸(限度額)



市民向け支援(補助)

(6) 富山市まちなか住宅家賃助成事業

概要： まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成します。

要件： 住戸面積 37 m^2 以上(ただし学生の場合は 25 m^2 以上)
世帯の所得月額 445 千円以下(全世帯の上位 35% の所得階層は助成の対象外)

補助額：〔家賃〕 - 〔住宅手当〕(ただし限度額 1 万円)

補助限度額： 1 万円/月(限度額) 3 年間



ディスポーザー排水処理システムに対する支援(補助)

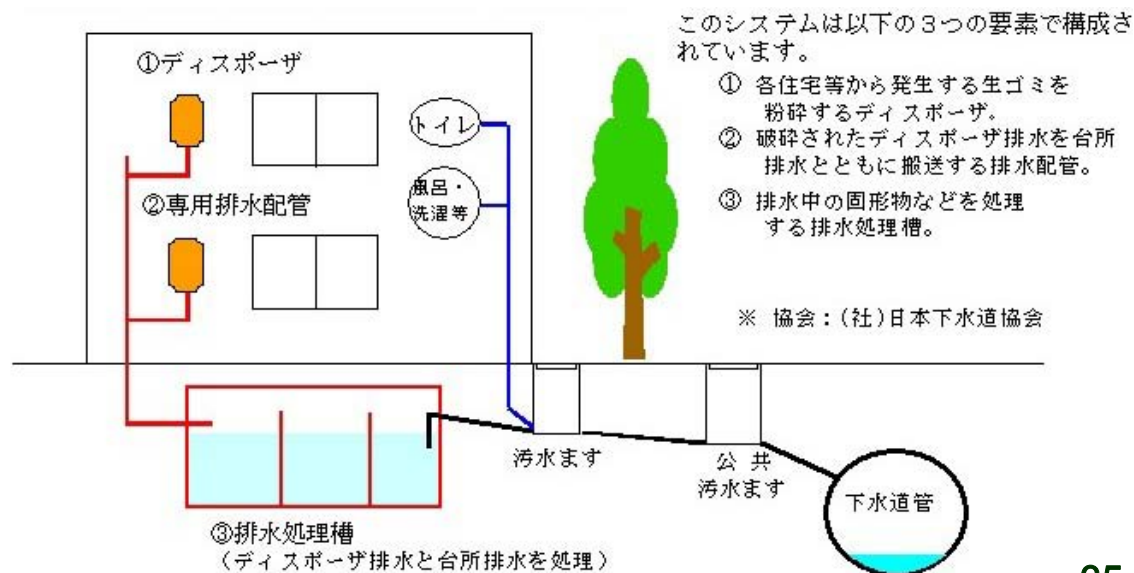
(7) 富山市まちなかディスポーザー排水処理システム整備事業

概要 「富山市まちなか居住推進事業」の事業計画の認定を受けて整備される共同住宅や戸建て住宅に、設置されるディスポーザー排水処理システムの整備費の一部を補助するもの。

要件 旧建設大臣が認定、または、日本下水道協会が定めた性能基準に合致したディスポーザー排水処理システム

補助額 ・1戸あたり5万円

補助限度額 ・250万円
(50戸相当)



(8) 富山市まちなか居住推進事業の実績について

(平成18年6月1日現在)

	事業名		事業計画認定	補助金交付
事業者向けの支援	共同住宅建設促進事業		1棟(4戸)	1棟(4戸)
	まちなか優良賃貸住宅補助事業		1棟(35戸)	
	まちなか住宅転用支援事業			
	まちなか住宅併設店舗等整備支援事業			
市民向けの支援	まちなか住宅取得支援事業	一戸建て住宅	19戸	6戸
		分譲型住宅		14戸
	まちなか住宅家賃助成事業			8戸
ディスプレイ排水処理システムに対する支援	富山市まちなかディスプレイ排水処理システム整備支援事業			
普及・支援	まちづくり計画策定支援事業			

(9) 持家活用による高齢者のまちなか住み替え支援

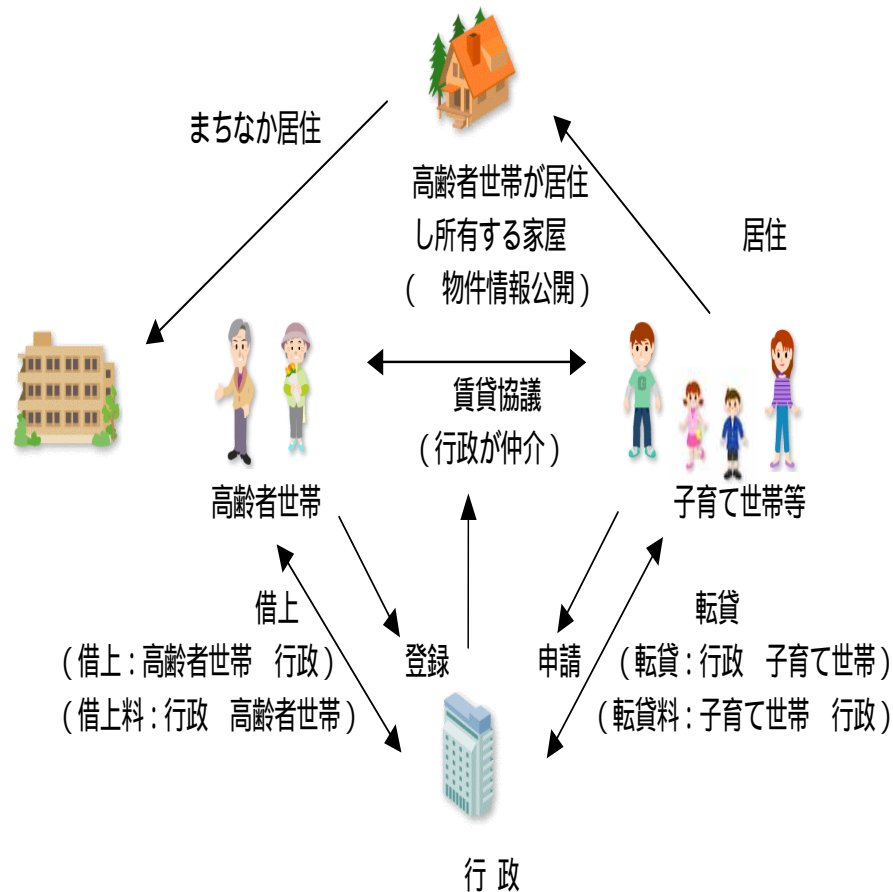
1 事業内容

郊外に居住する高齢者をまちなかに誘導するため、持家を行政が借上げ、子育て世帯等に転貸する。

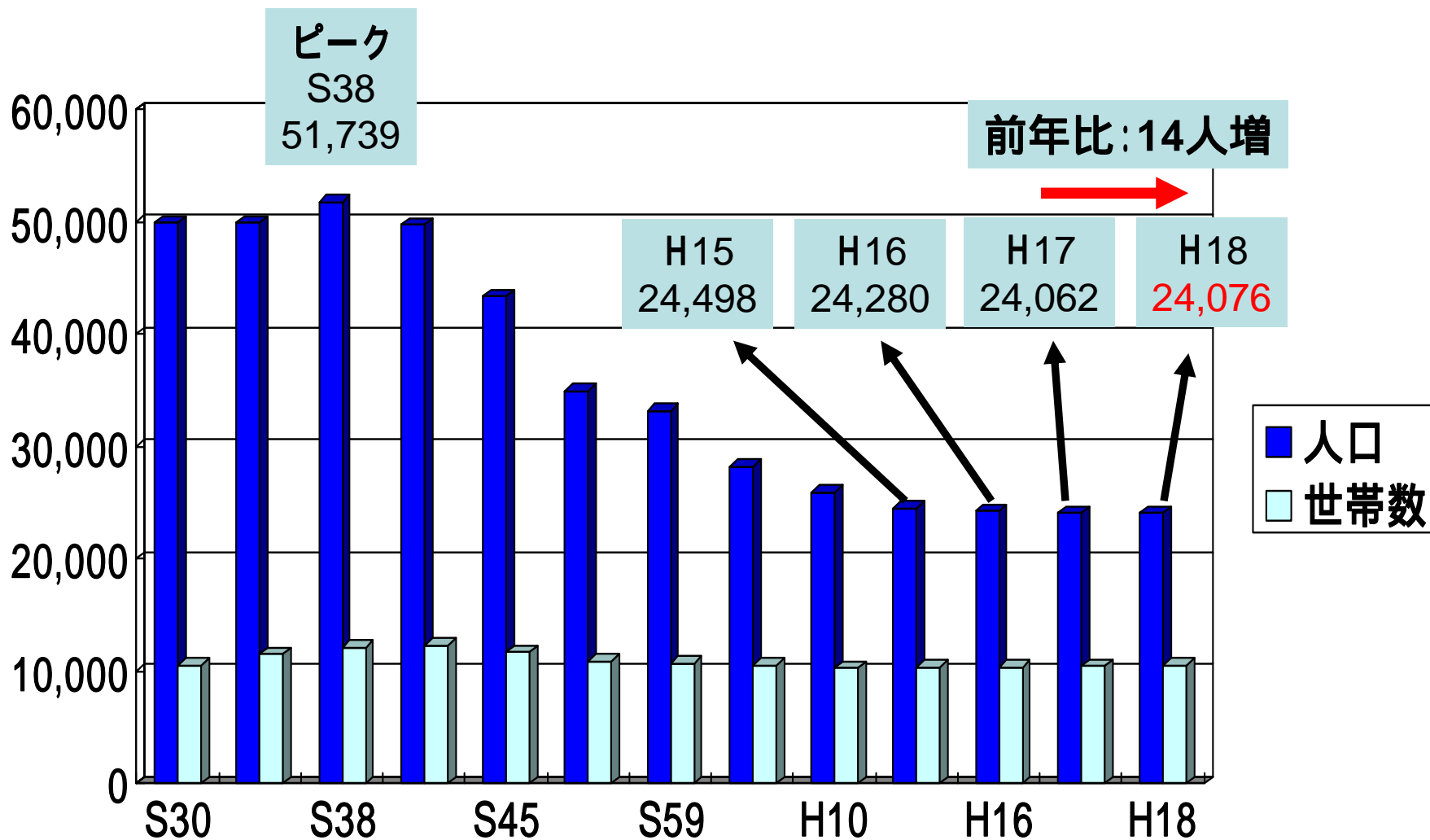
2 趣旨

高齢者世帯をまちなかに誘導することで、福祉サービスの提供コストの低減化を図り、安心して便利な生活の場を提供することと、ストック活用による住宅の提供が図れるもの

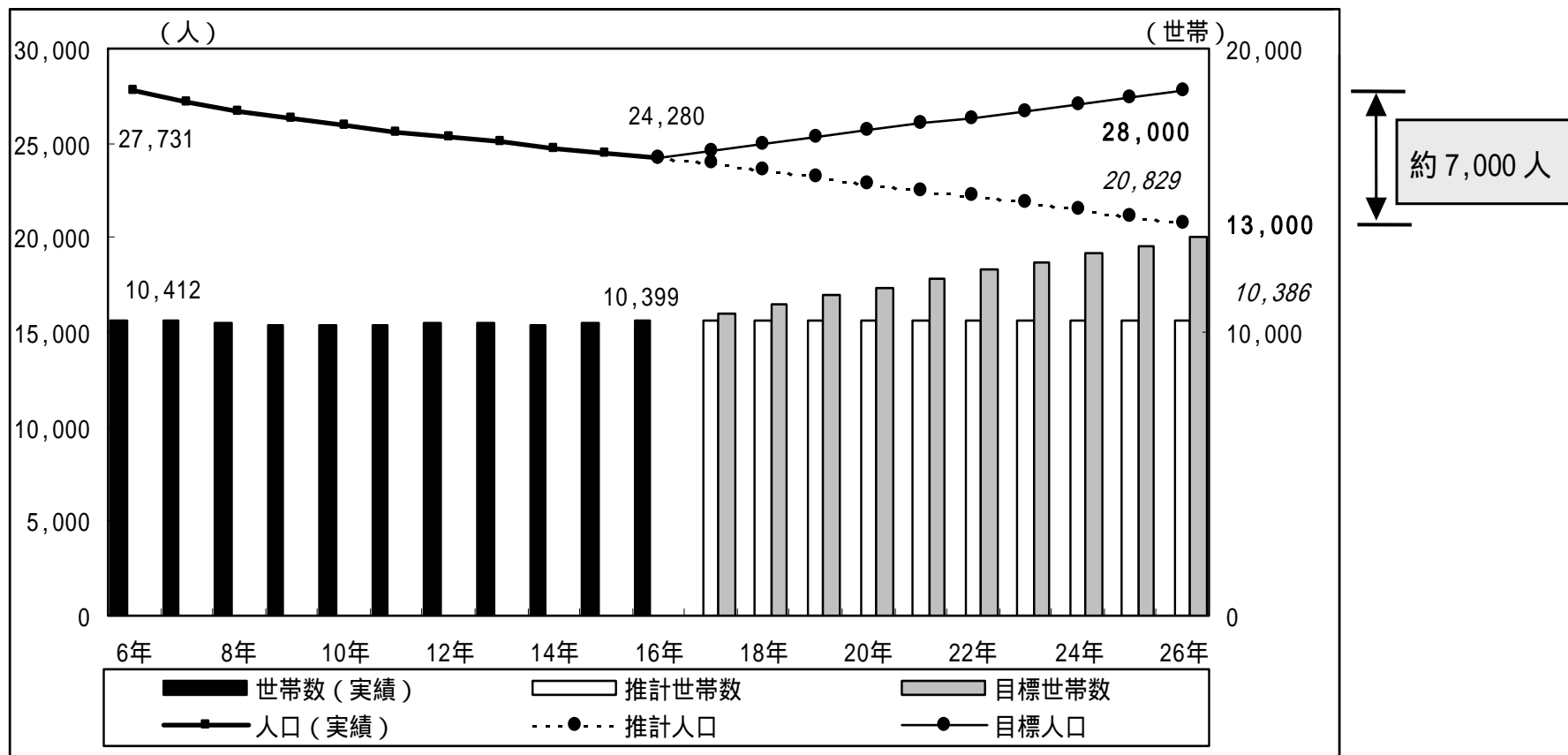
《制度のイメージ》



(10) 都心地区の人口及び世帯数の推移状況



(11)供給量の目標



10年間で
約7,000人の人口回復

世帯規模を
約2.3人とすると

10年間で
約3,000戸の住宅供給